

府中町向洋駅周辺土地区画整理事業

区画整理

だより

第 156 号 (平成 28 年 1 月)

〒735-0025 府中町鹿籠一丁目 21 番 6 号

向洋駅周辺区画整理事務所

☎286-3123 (補償課) 286-3124 (区画整理課)

ホームページ

<http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>

今年もよろしくお願ひします。
進む区画整理事業

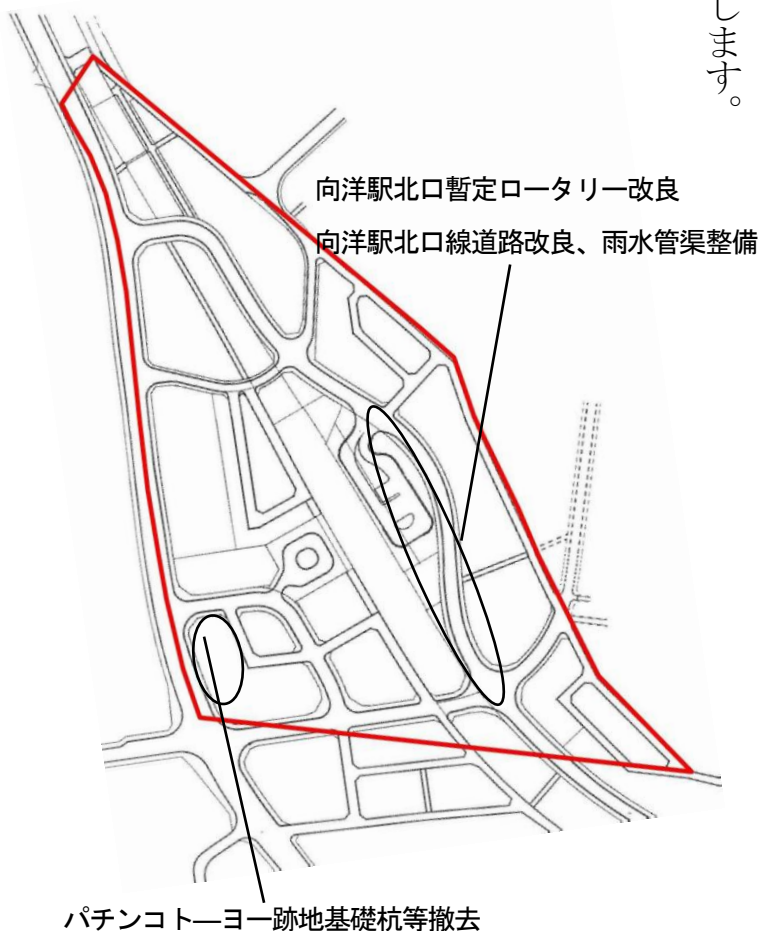
現在の向洋駅周辺地区

パチンコトーヨー跡地において、1月から基礎杭の撤去工事に本格的に着手しました。地中には約20本の基礎杭が埋まっています。今後、順次基礎杭を撤去します。撤去後は、画地整備工事を行い、宅地として使用できるようにします。

向洋駅北口周辺においては、都市計画道路【向洋駅北口線】の雨水管渠整備工事に着手しました。3月末には向洋駅北口暫定ロータリーの改良と併せ整備が完了する見込みです。

事業計画に沿って事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力の程
よろしくお願ひします。

現在の街区整備箇所



向洋駅北口暫定ロータリー改良

向洋駅北口線道路改良、雨水管渠整備

パチンコトーヨー跡地基礎杭等撤去

工事の進捗状況



パチンコトーヨー跡地において、基礎杭の撤去工事に着手しました。



向洋駅北口線の雨水管渠整備工事に着手しました。

工事中、皆様にご迷惑をおかけしますが、細心の注意を払い、一日も早い工事完了に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

お気づきの点がございましたら、向洋駅周辺区画整理事務所までご連絡ください

重要

税法上の特例について

公共事業のため補償金を受領した場合には、
租税特別措置法の規定により、譲渡所得に対する
課税の特例が設けられています。

この特例は、「5千万円特別控除の特例」、
「代替資産を取得した場合の特例」のうち、

いずれか一方が選択できます。

特例措置の適用に必要な書類を、1月15日に
郵送しています。

※対象者は、平成27年1月1日から12月31日の
間に契約締結された方です。

5千万円特別控除の特例

補償金から譲渡経費・取得価額を控除した残額から
5千万円を差し引いて所得の計算を行います。

代替資産を取得した場合の特例

- ・補償金の全額をもって代替資産を取得した場合、
譲渡がなかったものとして所得の計算を行います。
- ・補償金の一部で代替資産を取得した場合には、
その残額に対して譲渡所得があったものとして所得
の計算を行います。

★平成27年分の確定申告時期

平成28年2月16日（火）から3月15日（火）

※所得の金額等によって、確定申告が必要な場合があります。税法上の特例や内容についても、所轄の税務署にご相談下さい。

府中町在住の方は

「海田税務署」が窓口です。

電話 (082) 823-2131



日曜相談

毎月第3日曜日に向洋駅周辺区画整理事務所で

開催しています。お気軽にご相談下さい。

【開催日】

2月21日

3月20日

【時間】

午前9時から正午まで

